

1 附置義務駐車施設の台数算定表(その1)  
(駐車整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合)

1 建築物の内容

用途地域	駐車場整備地区	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------	---------	----------------------------	----------------------------

		用途毎の面積※1	共用部分⑥を各用途毎に面積按分した数値	合計
延べ面積	特定用途	百貨店その他の店舗	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> …①
		事務所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> …②
		倉庫	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> …③
		その他の特定用途	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> …④
		非特定用途※2	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> …⑤
		上記2以上にわたる共用部分	m <sup>2</sup> …⑥	
		合計	m <sup>2</sup> …⑦	

※1:各面積とも建物内の駐車場部分を除く。

※2:自動車の駐車需要を生じさせる程度の小さい用途で、特定用途以外の住宅、マンション、学校、寺社などをいう。

2 条例対象の判断

特定用途(①+②+③+④)

上記の計算結果⑧>1,000m<sup>2</sup>ならば条例の対象

3 大規模逓減措置

事務所用途の延べ面積	0~10,000m <sup>2</sup> の部分の面積	m <sup>2</sup> ×1.0 =	m <sup>2</sup>
	10,000~50,000m <sup>2</sup> の部分の面積	m <sup>2</sup> ×0.7 =	m <sup>2</sup>
	50,000~100,000m <sup>2</sup> の部分の面積	m <sup>2</sup> ×0.6 =	m <sup>2</sup>
	100,000m <sup>2</sup> を超える部分の面積	m <sup>2</sup> ×0.5 =	m <sup>2</sup>
合計			m <sup>2</sup> …⑨

4 建築用途別の附置義務台数の算出

1) 百貨店その他の店舗の用途  
① ÷ 150 m<sup>2</sup>/台 =

2) その他の特定用途  
(③+④+⑨) ÷ 250 m<sup>2</sup>/台 =

3) 合計  
⑩+⑪ =

5 中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積  m<sup>2</sup> > 6,000 m<sup>2</sup>  
≤

よって、中小規模建物の緩和措置  有  無

緩和係数 =  $1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - ⑦)}{6,000 \text{ m}^2 \times ⑧ - 1,000 \text{ m}^2 \times ⑦}$  =

6 附置義務全体台数の算出

5の緩和措置の対象の場合⑫×⑬ =

5の緩和措置の対象外の場合⑫ =

7 附置義務台数の緩和(低減措置)(百貨店その他の店舗の用途は対象外)

低減措置の対象台数 =  台 -  台 =

1) 公共交通利用促進措置  有  
建物内に通勤する従業員の総数に対する自家車等で通勤する従業員の通勤割合 =  %

低減措置A =  台 ×  % =

2) 都市再生緊急整備地域内  有  
低減措置B =  台 ×  % =

3) 二輪車等駐車施設の設置  有  
二輪車等駐車施設の台数(幅0.8m以上、奥行き1.9m以上) =  台…⑱  
低減措置C =  台 / 5 =

低減措置台数(⑯+⑰+⑲) =

8 附置義務台数の算出(附置義務全体台数-低減措置台数)

台 -  台 =

9 荷さばきのための駐車施設の附置義務対象の判断

特定用途(①+②+③+④) =

敷地面積 =

上記の計算結果⑲>2,000m<sup>2</sup>ならば条例の対象。ただし、敷地面積<1,000m<sup>2</sup>ならば条例の対象外  
以上より荷さばきのための駐車施設の附置義務  有  無

10 建築用途別の荷さばきのための駐車施設の附置義務台数の算出

(1) 百貨店その他の店舗の用途に供する部分

① ÷ 3,000m<sup>2</sup>/台 =

(2) 事務所の用途に供する部分

⑨ ÷ 5,000m<sup>2</sup>/台 =

(3) 倉庫の用途に供する部分

③ ÷ 1,500m<sup>2</sup>/台 =

(4) その他の特定用途部分

④ ÷ 4,000m<sup>2</sup>/台 =

(5) 合計

㉑+㉒+㉓+㉔ =

11 荷さばきのための駐車施設の中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積(駐車部分を除く)  m<sup>2</sup> > 6,000 m<sup>2</sup>  
≤

よって、中小規模建物の緩和措置  有  無

緩和係数 =  $1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - ⑦}{2 \times ⑦}$  =

12 附置義務全体台数のうち荷さばきのための駐車施設の附置義務台数

10の緩和措置の対象の場合⑲×㉖ =  切り上げて

10の緩和措置の対象外の場合⑲ =  切り上げて

13 「駐車すの大きさ」及び「車いす利用者等のための駐車スペースの確保」

1台当たりの駐車スペースは2.3m×5.0m以上としてください。ただし、車いす利用者等用は3.5m×5.0m以上、荷さばきのための駐車スペースは3.0m×7.7m以上であり下の高さ3.0m以上としてください。  
また、車いす利用者等用は附置義務対象のすべての建築物に1台以上設置してください。